議案第１１４号

京丹後市老人医療費の支給に関する条例の一部改正について

京丹後市老人医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例を別記のように定める。

令和８年９月３日提出

京丹後市長　中　山　　泰

提案理由

社会保険診療報酬支払基金法が、医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法に改められ、令和８年１０月１日から施行されることに伴い所要の改正を行うものである。

（別記）

京丹後市老人医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例

京丹後市老人医療費の支給に関する条例（平成１６年京丹後市条例第１３４号）の一部を次のように改正する。

第５条中「社会保険診療報酬支払基金」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構」に改める。

附　則

この条例は、令和８年１０月１日から施行する。

京丹後市老人医療費の支給に関する条例(平成16年京丹後市条例第134号)新旧対照表

現行	改正案
京丹後市老人医療費の支給に関する条例 平成16年4月1日 条例第134号	京丹後市老人医療費の支給に関する条例 平成16年4月1日 条例第134号
第1条～第4条　(略)	第1条～第4条　(略)
(審査及び支払に関する事務の委託)	(審査及び支払に関する事務の委託)
第5条　市長は、前条第1項の規定により保険医療機関等に支払うべき額の審査及び支払に関する事務を、社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会等に委託することができる。	第5条　市長は、前条第1項の規定により保険医療機関等に支払うべき額の審査及び支払に関する事務を、医療情報基盤・診療報酬審査支払機構及び国民健康保険団体連合会等に委託することができる。
第6条～第11条　(略)	第6条～第11条　(略)
	附　則 この条例は、令和8年10月1日から施行する。